





# 目次





# 所得税法 – 法人税率の低減と税務インセンティブの縮小廃 止 (1/2)

- ・ 以下の2つの内国法人に対する法人税率の低減
  - 2016年3月1日以降に設立された製造業を行う内国法人に対しては5%の法 人税率の低減
  - 2015年3月期における売上が5千万ルピー以下の内国法人に対しては1%の 法人税率の低減
- 縮小廃止の対象となる具体的な税務インセンティブ及びその開始時期
  - 縮小廃止が開始するのは2018年3月期以降から

# 所得税法 – 法人税率の低減と税務インセンティブの縮小廃 止 (2/2)

課税所得/対象内国法人	内国法人			
	内国法人で2015年3月期の売り 上が5千万ルピー以下の会社		新たに設立された製造業を 行う内国法人*	
	現行	改正後	現行	改正後
1千万ルピー以下	30.90%	29.870%	30.90%	25.750%
1千万ルピー超1億ルピー以 下	33.063%	31.961%	33.063%	27.553%
1億ルピー超	-	-	34.608%	28.840%

<sup>\*</sup> 法人税率の低減の対象となるのは2016年3月1日以降に設立された会社で、雇用促進税制以外の税務インセンティブを適用しない会社に限定

### 所得税法 - 外国法人

- 税率の変更なし
- PANを保有していない外国法人に対して適用する源泉徴収税率の再検討(詳細不明)
  - 2016年6月1日以降適用開始
  - インドでの外国法人に対する法人税申告書の提出義務に留意

# 所得税法 – その他の法人税関係 (1/2)

- 科学技術や知的財産を用いた新規開発など所定の事業を開始した内国法人については3事業年度の免税期間の導入
  - **2016**年4月1日から**2019**年**3**月**31**日までの間に設立された内国法人が対象
  - 政府の担当委員会より所定の事業を行っていることの証明書(The Inter-Ministerial Board of Certification)の取得が必要
  - 設立以降の5事業年度のうち連続する3事業年度を免税期間として選択
  - 2017年3月期から2021年3月期までの各事業年度において売上が2億5千万 ルピーを超えないこと
  - 免税期間中であっても最低代替税は賦課

# 所得税法 – その他の法人税関係 (2/2)

- 均等化課税
  - オンライン広告費用等を対象
  - 税率6%
  - インド居住者からインドにPEを持たない非居住者への支払い
  - 年間広告費が100,000ルピーを超える場合に課税
- 乗用車へのTCS (Tax Collection at Source) 課税
  - 販売価格1,000,000ルピー超の乗用車について、販売時に1%の税金を賦課
- Section 8oJJAA(雇用促進税制)の適用拡大
  - 月額給与25,000ルピー以下の従業員雇用が対象
  - 雇用増加は1名以上から
  - 製造業に限定しない

### 所得税法 - 個人所得税

- 基本税率の変更なし
- 所得が1千万ルピー超の場合におけるサーチャージの3%引き上げ
  - 最高税率が34.608%から35.535%へ増加

#### 所得税法 - 移転価格税制

- 現在インドの移転価格税制で求められているコンプライアンス
  - Form 3CEBの提出
  - 移転価格文書の保管
- Base Erosion and Profit Shifting ((税源侵食と利益移転) (BEPS) ) プロジェクトの行動計画の中で移転価格の文書化を再検討することが提言
- 行動計画の中で移転価格文書は3つの文書で構成されることが提言
  - マスターファイル
  - 国別報告書
  - ローカルファイル
- インドの移転価格税制のコンプライアンスにも上記の提言を反映させること を確認

## 所得税法 - 税務調査及び税務訴訟 (1/2)

- 定期税務調査の完了期限の3ヶ月短縮(2017年3月期以降に行われる税務調査より)
- 税務当局はDispute Resolution Panelの判決に対するIncome Tax Appellate Tribunalへの異議申立ては不可
- Commissioner of Income Tax (Appeals) へ異議申立てする場合における預託 金の固定(更正通知に記載された追徴税額の15%相当)
- 新しい税務紛争解決制度の創設
  - Commissioner of Income Tax (Appeals)にて係争中の税務訴訟が対象
  - 所定の税額、延滞税及びペナルティの支払いが必要
    - ✔ 係争している税額が1百万ルピー以下の場合 追徴税額 + 延滞税
    - ✓ 係争している税額が1百万ルピーを超える場合 追徴税額 + 延滞税 + 最低ペナルティの金額の25%
  - 起訴も免除
  - 過去及び将来の税務ポジションへの影響

## 所得税法 - 税務調査及び税務訴訟 (2/2)

- ペナルティの賦課及び金額
  - 現在及び今後もペナルティを賦課するか否かは税務調査官の判断
  - 現在ペナルティの金額は税務調査官の判断により更正された所得に対する税額の100%から300%までの間の金額
  - 今後ペナルティの計算は以下に応じて計算
    - ✓ 資料の仮装隠蔽など行っている場合 更正された所得に対する税額 の200%
    - ✓ 上記以外の場合- 更正された所得に対する税額の50%



# 間接税法 - 主な改正点 (1/2)

- 物品税、サービス税、関税の基本税率に変更なし
- 一定の物品やサービスに関して適用税率の変更
- 今年の6月1日からサービス税についてo.5%のKrishi Kalyan Cessの賦課
  - その結果、サービス税の税率は**15**%
  - 支払ったKrishi Kalyan Cessは税額控除の対象となる予定
- 新しい税務紛争解決制度の創設
  - Commissioner (Appeals)にて係争中の税務訴訟が対象
  - 所定の税額、延滞税及びペナルティの支払いが必要
    - ✔ 追徴税額 + 延滞税 + ペナルティの金額(追徴税額と同額)の25%
  - 起訴も免除
  - 過去及び将来の税務ポジションへの影響

# 間接税法 - 主な改正点 (2/2)

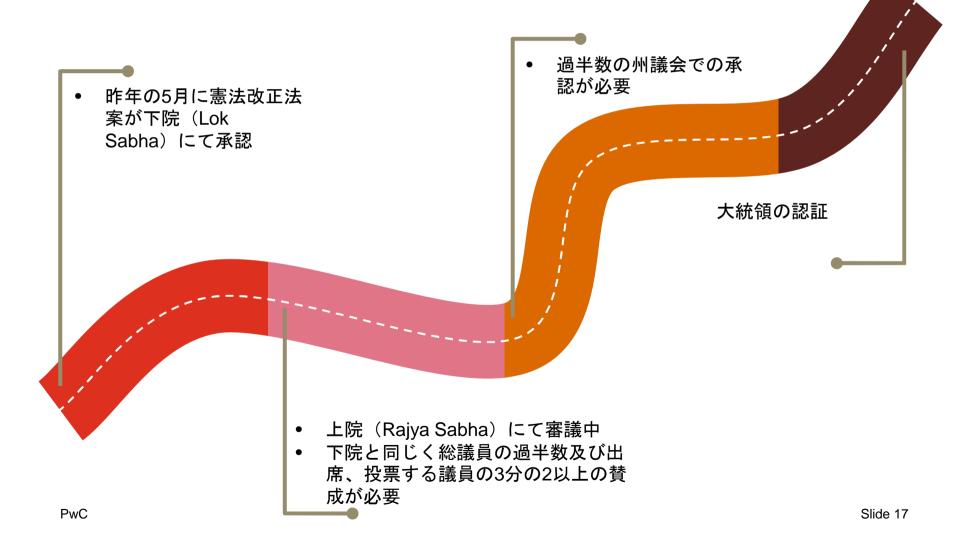
- 延滞税の料率の統一
  - 従来は物品税、サービス税、関税の税目ごとに異なる延滞税の料率
  - 今後は延滞税の料率を15%で統一
  - 但し仮受サービス税を預かっているにもかかわらず未納の場合には、 24%の料率が適用

#### 間接税法 - Goods and Service Taxの導入

- GSTの導入時期の明言なし
- GSTの導入のために必要な国内手続き
  - 憲法改正手続き
  - GST法案の承認手続き

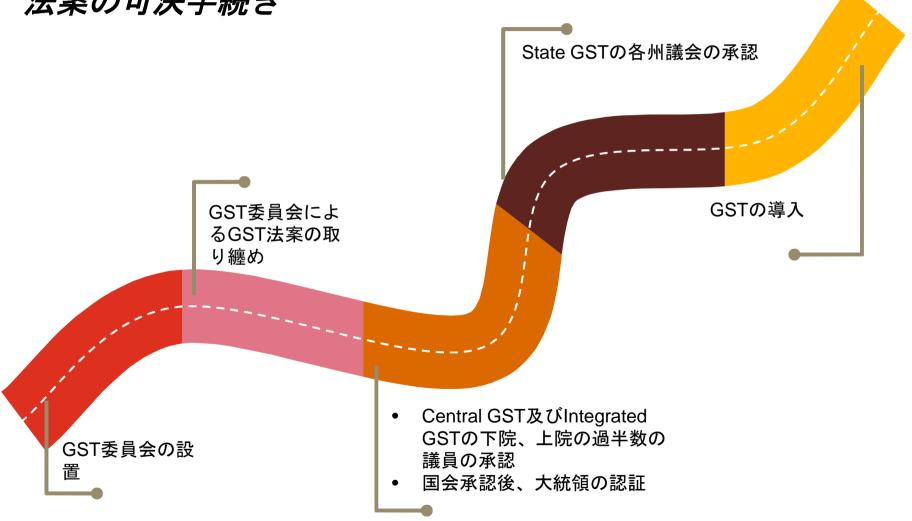
#### GST - 導入への手続き

#### 憲法改正手続き



#### GST - 導入への手続き

### 法案の可決手続き



#### Thank You

This publication does not constitute professional advice. The information in this publication has been obtained or derived from sources believed by PricewaterhouseCoopers Private Limited (PwCPL) to be reliable but PwCPL does not represent that this information is accurate or complete. Any opinions or estimates contained in this publication represent the judgment of PwCPL at this time and are subject to change without notice. Readers of this publication are advised to seek their own professional advice before taking any course of action or decision, for which they are entirely responsible, based on the contents of this publication. PwCPL neither accepts or assumes any responsibility or liability to any reader of this publication in respect of the information contained within it or for any decisions readers may take or decide not to or fail to take.

© 2016 PricewaterhouseCoopers Private Limited. All rights reserved. In this document, "PwC" refers to PricewaterhouseCoopers Private Limited (a limited liability company in India having Corporate Identity Number or CIN: U74140WB1983PTC036093), which is a member firm of PricewaterhouseCoopers International Limited (PwCIL), each member firm of which is a separate legal entity.